

岐阜県公報

第二千三百八十三号
平成二十四年九月二十八日

(金曜日)

目次

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 六四三

告示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 六四三

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

(農政課) 六四四

道路の区域変更

(道路維持課) 六四五

道路の供用開始

(同) 六四五

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 六四六

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 六四六

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 六四六

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 六四九

公共測量の実施

(用地課) 六四九

公共測量の終了

(同) 六四九

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表宿日直業務専門職の項中「八、八五〇円」を「八、九〇〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六〇〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百四十二号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

号 愛北漁業協 同組合 愛知県犬山 市大字山 字西古券五 〇二番地一 地先 木曾川漁業 協同組合 愛知県一宮 市北方町北 方吹埋八 二番地先					
---	--	--	--	--	--

岐阜県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	可土 児岐線	同 市同 一四 四五番一七地先 まで	後	一四・九 四三・三	五・六・九	
		同 市同 四 五九番四〇地先 から	前	九・六 三・八	五・六・九	
		同 市同 一四 四五番一七地先 まで	前	九・六 三・八	五・六・九	

岐阜県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定の 又は 変更の 告示 年月日 ほか）
県道	大阿 井木線	同 市同 八七番地先 まで	一〇〇・〇	平成 二四・ 九・二六	平成 二四・ 九・二四 一六・三 一九・二 三〇
		同 市同 八七番地先 まで	一〇〇・〇	平成 二四・ 九・二六	平成 二四・ 九・二四 一六・三 一九・二 三〇
		同 市同 八七番地先 まで	一〇〇・〇	平成 二四・ 九・二六	平成 二四・ 九・二四 一六・三 一九・二 三〇

岐阜県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定の 又は 変更の 告示 年月日 ほか）
一般 国道	二百五 十六号	同 市同 三三九番 の七地先 まで	七・一	平成 二四・ 九・二六	平成 二四・ 九・二〇
		同 市同 三三九番 の七地先 まで	七・一	平成 二四・ 九・二六	平成 二四・ 九・二〇
		同 市同 三三九番 の七地先 まで	七・一	平成 二四・ 九・二六	平成 二四・ 九・二〇

岐阜県告示第四百四十七号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正する。ただし、一の改正規定中「日本ゼネラルフード株式会社(東濃西部総合庁舎内)」を削る部分は、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「日本ゼネラルフード株式会社(東濃西部総合庁舎内)」を削り、「山県市」を「山県市 瑞穂市」に改める。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年八月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りあらいず和
- 三 代表者の氏名 山口 佐織
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町初納字八講田五番地一スマイルガ-

デンニ〇三号

五 定款に記載された目的 この法人は、すべての子どもたちとハンディキャップのある方(高齢者を含む)に対して、生活支援、外出支援を行い、誰もが地域の中で生きる事ができる社会の実現を目指し、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人白川郷自然共生フォーラム
- 三 代表者の氏名 渡邊 浩之
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大野郡白川村大字馬狩幅上二二三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域に密着しつつ国内外のNPO・NGOと協力関係を築き、自然の観智に敬意を払い、伝統文化に新技術を加味した環境教育を地球と人類の未来のために世に広め、これからの人類のあり方と地球のあり方を探り新たな文化を創造することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年九月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年九月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三洋堂ホールディングス

三 建物の名称及び所在地

三洋堂書店新関店

関市小瀬字東長池二六六〇 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社三洋堂書店

(変更後) 株式会社三洋堂ホールディングス

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三洋堂書店 (株式会社三洋堂ホールディングス) 代表取締役

加藤和裕

(変更後) 株式会社三洋堂書店 代表取締役 加藤和裕

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年九月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年九月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三洋堂ホールディングス

三 建物の名称及び所在地

三洋堂書店せき東店

関市東新町六丁目三二八番一号 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社三洋堂書店

(変更後) 株式会社三洋堂ホールディングス

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三洋堂書店 (株式会社三洋堂ホールディングス) 代表取締役

加藤和裕

(変更後) 株式会社三洋堂書店 代表取締役 加藤和裕

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年九月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年九月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三洋堂ホールディングス

三 建物の名称及び所在地

三洋堂書店各務原店

各務原市蘇原花園町三丁目五二番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社三洋堂書店

(変更後) 株式会社三洋堂ホールディングス

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三洋堂書店 (株式会社三洋堂ホールディングス) 代表取締役

加藤和裕

(変更後) 株式会社三洋堂書店 代表取締役 加藤和裕

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年九月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年九月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三洋堂ホールディングス

三 建物の名称及び所在地

三洋堂書店高富店

山県市高富二四〇五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社三洋堂書店

(変更後) 株式会社三洋堂ホールディングス

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三洋堂書店 (株式会社三洋堂ホールディングス) 代表取締役

加藤和裕

(変更後) 株式会社三洋堂書店 代表取締役 加藤和裕

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年九月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年九月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三洋堂ホールディングス

三 建物の名称及び所在地

三洋堂書店穂積店

瑞穂市馬場上光町三丁目一番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社三洋堂書店

(変更後) 株式会社三洋堂ホールディングス

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三洋堂書店 (株式会社三洋堂ホールディングス) 代表取締役

加藤和裕

(変更後) 株式会社三洋堂書店 代表取締役 加藤和裕

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
輪之内東部地区	海津市役場所	平成二四・一〇九・二九

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県長良川上流河川開発工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県長良川上流河川開発工事事務所

二 作業種類

公共測量(一級基準点測量、三級基準点測量)

三 作業期間

平成二十四年九月二十四日から
年十二月十八日まで

四 作業地域

郡上市大和町内ヶ谷

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 御嵩町
- 二 作業種類

三 公共測量（世界測地系（測地成果二〇一一）への座標変換）
作業期間

平成二十四年八月二十日から
同 年九月三日まで

四 作業地域

可児郡御嵩町

平成二十四年九月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社